

北海道防災会議条例

昭和37年11月1日
条例第53号

| | | |
|----|--|-----------------------------|
| 改正 | 昭和39年7月15日条例第55号 〔第1次改正〕 | 昭和53年7月31日条例第33号 〔第2次改正〕 |
| | 平成5年7月9日条例第22号 〔第3次改正〕 | 平成21年3月31日条例第17号 〔第4次改正〕 |
| | 平成24年12月28日条例第115号 〔北海道防災会議条例及び北海道災害 対策本部条例の一部を改正する条例第 1条による改正〕 | |

北海道防災会議条例をここに公布する。

北海道防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、北海道防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年条例17号〕

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ2人、6人、42人及び4人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者うちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和39年条例55号・53年33号・平成5年22号・21年17号・24年115号〕

(部会)

第3条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第4条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

一部改正〔平成21年条例17号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年7月15日条例第55号）

〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月31日条例第33号）

〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年7月9日条例第22号）

〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第17号）

〔北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第115号）

〔北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。